

令和 8 年熊本地震に伴う弾力的な運用について

今般の地震により、長期的な影響が生じられることから、当分の間、次のとおり弾力措置を講じます。

1. 適用対象

被災地を主な受検地とする船舶等に係る事務

2. 適用期間

令和8年7月29日から令和9年7月28日まで

3. 弾力的な措置の内容

船舶国籍証書の検認期日の延長

令和8年7月29日から令和9年7月28日の間に検認期日が到来する船舶国籍証書について被災のため検認又は検認期日延期の手続きが困難な船舶については、船舶国籍証書の検認期日の変更を行い、最大3ヶ月延長します。

※詳細につきましては、最寄りの運輸局、運輸支局又は海事事務所にお問い合わせください。

<九州運輸局ホームページ | 支局・事務所のご案内>

<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/sikyoku/body.htm>

【お問い合わせ先】

九州運輸局海上安全環境部監理課

Tel: 092-472-3173（監理課）